

教育基本条例(案)に 反対します



大阪府教育基本条例(案)が府議会に提出されています。これに対して、次々に不安や反対の声が上がりました。PTA や府立学校の校長先生、教育委員会、弁護士団体、教職員組合なども反対しています。17日には、尾木ママで知られる尾木直樹さんや竹下景子さんら著名人からの反対アピールも出され、あさのあつこさんや杉良太郎さんらも賛同しています。大阪府の条例に対して、各界から、そして全国から反対の声が上がるのは異例のことです。大阪の教育を壊してしまうのみならず、日本社会全体にとって、未来を担う子どもたちにとって見過ごすことができないからです。

子どもたち一人一人の人格と成長を大切に、学校で奮闘する先生たちを支えながら、保護者や地域の人たちも含めいろいろな人たちが信頼し合い教育に関わることで子どもたちは育っていきます。子どもたちの将来の夢や進路は様々です。多様な価値、考え方、生き方を認め合い、豊かな人間関係をつくることをイキイキと学ぶところが学校教育であってほしいです。しかし大阪府基本条例では、教育の目的を「グローバル社会に役に立つ人材育成」という型にはめ、競争や強制、罰則、切り捨てなどによって学校をがんじがらめにする項目ばかりが並びます。

教職員は校長に絶対服従(第9条) 問題行動を起こすのは家庭教育がなっていないから(家庭教育の義務 第10条) 3年連続定員割れした高校は統廃合の対象に(第44条) 2年連続最低評価の先生は免職の対象に(第19条) 学力テスト結果を公表し学校を序列化(第7条) などなど。

こんな条例が成立したら大変です。

(次のページから、教育基本条例が成立したらどうなるか、ちょっと怖いお話を紹介しています。)

本日 11月23日(水・祝)

ライブピース@カフェ

日時 11月23日(水) 13:30 ~ 16:30

場所 浪速区民センター

(JRなんば駅、環状線芦原橋駅から徒歩10分)

地下鉄桜川駅より5分)

- ・つくる会系、教科書の危険 東大阪育鵬社版「公民」教科書採択など
- ・大阪府教育基本条例の問題点(その3)

12月1日(木)

「教育基本条例」案反対! 府庁包囲行動

集会 18:15 ~ 19:30

デモ 19:45 ~ 20:15

場所 エルおおさか 南館ホール(京阪・地下鉄谷町線天満橋駅より西へ300m)

主催 「日の丸・君が代」強制反対ホットライン大阪全国集会実行委員会

ライブ・イン・ピース 9 + 2 5

TEL 090-5094-9483 (事務局 大阪) info@liveinpeace925.com

<http://www.liveinpeace925.com/> http://blog.goo.ne.jp/liveinpeace_925

ライブ・イン・ピース 9 + 2 5 は「平和的生存権」を合い言葉に活動する市民団体です。

寸劇「ユーケーリョクのコーシ」(家庭教育義務違反の悲劇)

食卓のイスに母が座って今晚のおかずを考えているところへ、小学5年生の息子が帰ってくる

子: お母さん、ただいま。腹減った。なんか食べさせて。今日給食抜きやってん。

母: おかえり。なんやいきなり。何で給食食べへんかったんや。

子: 給食の時の食事作法がなってへんて言うて、給食食べさせてもらえへんかってん。

母: なんで食事作法ができてへんだら、給食食べさせてもらえへんのん?

子: “ユーケーリョクのコーシ”で言うんや。ようわからんけど。家庭教育ができてないとか言うて、グランド走らされたり、別の教室で反省文書かされたりするんや。

先生だけとちゃうで。クラスの中でもはやってるねん。ちょっと人と違うことしたら「社会常識に反する」で言うて“ユーケーリョクのコーシ”するねん。注1

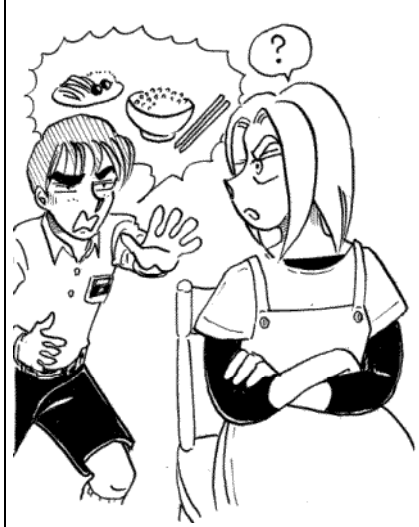
こないだなんか、山田が、今中学校行ってるお姉ちゃんのお下がり体操服袋もっててな、みんなが“ユーケーリョクのコーシ”や言うて、体操服を袋から放り出して踏みつけたんや。

母: あんたの友だちの山田君な。あの子んとこ、母子家庭で家計苦しいやろうし、お姉ちゃんのお下がり持つなんて偉いやんか。なんでそんなことするんや。

子: オレはしてへんで。せやけど、みんな、持つところがピンクになって、男がそんなもん持つんは「社会常識に反する」言うて。

母: いじめたらあかんやんか。

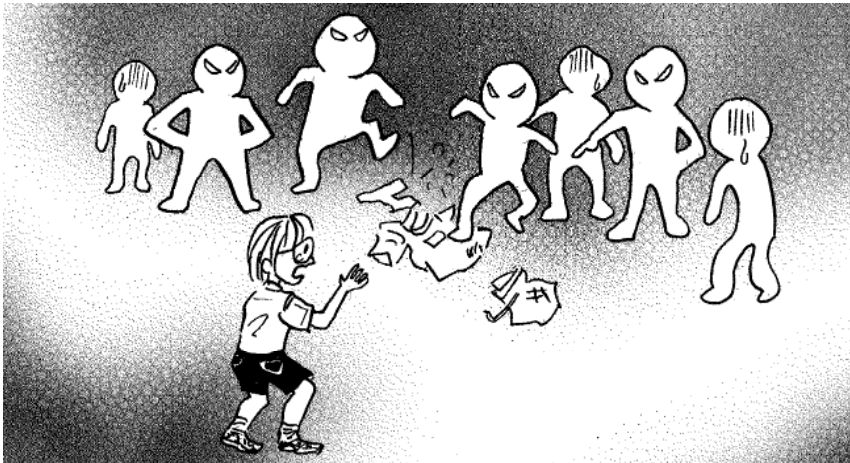
子: “いじめ”で言わへんねん、“ユーケーリョクのコーシ”や。“ユーケーリョクのコーシ”で、遊ぶ仲間にいれたらへんてゆうのもあるんや。最近、ちょっとだれかが変わったことしたら、「社会常識に反する」言うて“ユーケーリョクのコーシ”するのがはやってるんや。せやからみんなびくびくして、みんなと同じことしかせえへん。



注1

大阪府教育基本条例

(児童生徒に対する懲戒)第四十七条 校長、副校長及び教員は、教育上必要があるときは、必要最小限の有形力を行使して、児童生徒に学校教育法第十一条に定める懲戒を加えることができる。但し、体罰を加えることはできない。



母: さっきから言うてる“ユーケーリョクのコーシ”てなんや?

子: せや、先生からお母さんに渡すようにってプリントもろてきたわ。

母: なんやて?

「保護者の方へ

当該児童は社会常識及び基本的生活習慣に反する行動をしたため、有形力を行使しました」

なんや、これは?

「社会常識及び基本的生活習慣逸脱の内容: 食事作法違反
有形力行使の内容: 給食中止」

ちゃんとひな形がつくってあるんやな。

あんだ、食事作法違反て何したんや、ヒジでもついてご飯食べたんか。

子: そんなことするわけないやろ。ヒジついてご飯食べたら食事作法違反で“ユーケーリョクのコーシ”されることくらい知ってんで。知事が言うたんは有名や。 注2

母: ほんなら、何したんや。

子: 箸の使い方違反や。お母さん何でオレに箸の使いかた教えてくれへんかったんや?

母: 箸の使い方て、あんだ、親指と人差し指と中指で持って上手に箸使えるやろ。

子: それは箸の持ち方や。オレが言うてるのは箸の使い方。給食で“迷い箸”してしもたんや。

母: 迷い箸てなんや?

子: 魚食べようとおもて、やっぱり気が変わってほうれん草のおひたし食べてしもたんや。それを先生に見られた。

母: それ、あかんことなんか?

子: 嫌い箸てゆうんやて。箸の禁じ手いろいろあんねんで。探り箸とか、掻き箸とか。食器に口付けて箸で食べ物を掻き込んだらあかんねんで。

母: なんでそんな厳しいんや。

子: 先生もほんまはやりたないらしい。せやけど、今度来た校長先生がそう決めたんや。校長先生が決めたことに先生が反対したら条例違反なんやて。 注3

母: それにしても何で箸の使い方なんやろな。

子: 「愛国心を持って」て言われてるやろ。そのためにまずは日本の伝統やゆうて箸の使い方をマスターせなあかんねん。 注4



注2

橋下徹氏ツイッター(2011年6月12日)より

「ご飯を食べるときには肘を付く。今の世の中のルールって、全て人間の本能ではできないことばかり。だから教えるしかないんです。場合によっては、子どもを脅してでも」



注3

大阪府教育基本条例

(教員及び職員)

第九条 教員は、自己の崇高な使命を深く自覚するとともに、組織の一員という自覚を持ち、教育委員会の決定、校長の職務命令に従うとともに、校長の運営方針にも服さなければならない。



注4

大阪府教育基本条例

(基本理念)

第二条

五 我が国及び郷土の伝統と文化を深く理解し、愛国心及び郷土愛に溢れるとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する人材を育てること

母: そんな箸の使い方なんてお母さんでも知らんで。それで給食抜きはひどいな。おかあさんが明日文句言いに行ったるわ。

子: あかんで。家の人が学校に要求出来へんようになったんや。

母: ほんまや、プリントに書いたあるわ。

「教育基本条例に従い、生活のために必要な社会常識及び基本的な生活習慣を身に付けさせるため家庭教育の義務を果たして下さい。」

「なお、学校に「社会通念上不当な態様で要求」するのは条例違反となります。」 注5

先生に会うて話すだけやねんけどなあ。

子: 先生は、家の人が何か言いに来ただけで評価が下がるて言うてんで。せやから、受け付けてくれへん。「モンスターペアレント」てゆうねん。

でな、田中先生て、いてはったやろ。

母: あんたの3年の時の担任の先生やな。いろいろ話聞いてくれるええ先生やったな。

子: 結構人気があってんで。山田も好きやって。家のことも気にかけてくれてはったんやて。せやけど、保護者の話きいて、校長先生にもいろいろ伝えたんが悪かったらしいて、学校辞めさせられたんや。D評価2回とか言うてはったわ。 注6



母: メチャメチャやな。

最後にまだなんか書いたあるわ。

今度の運動会では、当該児童の保護者の役目が白線引きに決まりましたので朝6時にお越しください。この決定は、条例第10条「保護者の「学校の運営に主体的に参画」する義務」に基づくものです。

(幕)



注5

大阪府教育基本条例

(保護者)

第十条 保護者は、学校の運営に主体的に参画し、より良い教育の実現に貢献するよう努めなければならない。

2 保護者は、教育委員会、学校、校長、副校長、教員及び職員に対し、社会通念上不当な態様で要求等をしてはならない。

3 保護者は、学校教育の前提として、家庭において、児童生徒に対し、生活のために必要な社会常識及び基本的な生活習慣を身に付けさせる教育を行わなければならない。

注6

大阪府教育基本条例

(人事評価)

第十九条 校長は、授業、生活指導及び学校運営等への貢献を基準に、教員及び職員の人事評価を行う。人事評価はSを最上位とする五段階評価で行い、概ね次に掲げる分布となるよう評価を行わなければならない。

- 一 S 五パーセント
- 二 A 二十パーセント
- 三 B 六十パーセント
- 四 C 十パーセント
- 五 D 五パーセント

4 府教育委員会は、前項の人事評価の結果を教員及び職員の直近の給与及び任免に適切に反映しなければならない。

懲戒処分対象の教員

(別表第三)「人事評価の結果が二回連続してDであった教員等」